



平成 22 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 みずほ信託銀行株式会社
代表者名 取締役社長 野中 隆史
本店所在地 東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号
コード番号 8404 (東証第一部、大証第一部)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 14 日開催の取締役会において、平成 22 年 6 月 23 日開催予定の第 140 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

社外取締役を新たに招聘するにあたり、社外取締役が、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第 40 条（社外取締役との責任限定契約）の規定の新設、およびこれに伴う条数の変更を行うものであります。

なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(優先配当金) 第11条 当社は、第56条に定める剰余金の配当については、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)に先立ち、それぞれ次の額を限度として、発行に際して取締役会の決議で定める額に基づく金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において第12条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。 第一種優先株式 1株につき年 38円 第三種優先株式 1株につき年 10円 第四種優先株式 1株につき年 20円 第五種優先株式 1株につき年 20円 第六種優先株式 1株につき年 40円 ② ある事業年度において優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。 ③ 優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当はしない。	(優先配当金) 第11条 当社は、第57条に定める剰余金の配当については、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)に先立ち、それぞれ次の額を限度として、発行に際して取締役会の決議で定める額に基づく金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において第12条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。 第一種優先株式 1株につき年 38円 第三種優先株式 1株につき年 10円 第四種優先株式 1株につき年 20円 第五種優先株式 1株につき年 20円 第六種優先株式 1株につき年 40円 ② ある事業年度において優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。 ③ 優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当はしない。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(優先中間配当金)</p> <p>第12条 当社は、第57条に定める中間配当を行うときは、優先株主に対し普通株主に先立ち、前条第1項本文で定める額の2分の1を限度として、発行に際して取締役会の決議で定める額に基づく金銭(本定款において「優先中間配当金」という。)を支払う。</p>	<p>(優先中間配当金)</p> <p>第12条 当社は、第58条に定める中間配当を行うときは、優先株主に対し普通株主に先立ち、前条第1項本文で定める額の2分の1を限度として、発行に際して取締役会の決議で定める額に基づく金銭(本定款において「優先中間配当金」という。)を支払う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円以上であらかじめ定めた額と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を社外取締役と締結することができる。</p>
<p style="text-align: center;">第6章 監査役および監査役会</p> <p>第40条 ; (条文省略)</p> <p>第58条</p>	<p style="text-align: center;">第6章 監査役および監査役会</p> <p>第41条 ; (現行どおり)</p> <p>第59条</p>

本件に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 管理部 総務チーム (担当：菊池・厚ヶ瀬)

TEL：03-3274-9043

以上